別紙二

再陳情書

薄給の勤労所得者不如何に生活に困難を感じ居るかは内閣依計局の官吏家計收態調査において月收二百円未満の者不勤労所得を以てしては生活実支出を償い能はざるに対し明かなる事実にして所謂は國民は戦傷はかりの人の労働を節約するが如きことなく寄附に君と得るに非ずして国家に対する義務を遂やられたりといえども我々は到底切る者程なる生活をおせるものに非ず 去りに為て我々不直に生活上死活の問題に当面する事は言をまたざる所なり 退職賜金に関しては年齢に応じ戦争ずんず也 年度より又統に二ヶ月にえいオ応ずる決定を見ざるは我々の甚だ遺憾とする所なり 鉄道職員は日常危険繁雑の業務に服し又その勤務は重複を合算 為に尽力を要するなと甚しく 為死亡年数の低きなるは依計の為す所なり 又て進に去るを永久に確保するの方策を樹立せず我々の不安を除り必ずを切望する者 まず閣下はさきに訓示して我々の信子保護の維持扶養手当及び退職賜金等の維持を約言せられたる 去るは今日我々の耳に新にして我々は従来陽く去る言に信頼し来りたり 閣下等に前言を違ルられるこをおそれ 我々の去り惜しみ又は去るに代る者 費用を減 物を行はずかつ退職賜金を確保する旨を言明して大臣の言の権威ある言を知らしめ以て我々をして安心せしめられんことを切願す

右事由陳情す

鉄道省及東京鉄道局高等官一同（課長以上を除く）

同 上列位官吏一同

6. 6. 5
2555

発秘第二一一三号

昭和六年五月三十日

警視總監 高橋守雄

内務大臣安達謙蔵殿

社会局長官殿

神奈川・千葉縣知事殿

東京四潭株式会社労働爭議ニ関スル件（元一部発生）

要旨——

一、定傭人均一制度下及職夫仕込金ノ減額ヲ中止サレタルヲ反社ニ対シ十一名ノ職夫ノ未至務労働組合ニ加盟ノ下ニ交渉ニ入ル、会見一回迄度ヲ見ス

標記会社ニ於テ爭議発生セシカ其ノ状況左記ノ通リ

一、発生ノ場所　東京市京橋区塩町十五番地

一、事業主例

名称　東京四潭株式会社

発生 五・二八 解決 五・三〇

参加労働者 五二（解決 五二）

議参加者 四（一部去）

関係労働組合 全国労働組合